

第66回 定時株主総会 招集ご通知



2026年6月26日(金曜日)
午後2時



大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト
36階 スペース36L

議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分まで

株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会にご出席の株主様へお土産はご用意しておりません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目的事項

報告事項

- 第66期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第66期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第9号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬制度設定の件



Provided by YAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。



<https://s.srdb.jp/6023/>

ダイハツインフィニアース株式会社

証券コード 6023

トップメッセージ

TECHNOLOGY FOR THE EARTH

技術は地球を守るために。

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、第66回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「TECHNOLOGY FOR THE EARTH –技術は地球を守るために–」をパーパスに掲げ、技術を通じて地球環境との調和を図り、持続可能な社会の実現に貢献できる企業を目指しております。その実現に向け、事業基盤の強化を基軸として、成長領域への機動的な対応および収益力の向上を推進するとともに、成長投資を着実に進めております。

2025年度の事業環境は、世界経済が緩やかな回復基調を維持する一方で、通商政策や地政学的リスク、資源価格・為替変動等により、先行き不透明な状況が続きました。このような中、造船・海運業界では環境対応型新造船の需要を背景に堅調な受注環境が継続しました。

このような企業環境下、当社グループでは、中小型機関およびメンテナンス関連の販売が順調に推移するとともに、大型機関や次世代燃料対応機関の受注を着実に拡大いたしました。

また、持続的な成長に向けて、次世代燃料対応の機関開発および生産体制強化に取り組み、収益基盤の一層の強化を進めております。

2026年5月、当社グループは創立60周年および社名変更1周年を迎えました。これまで「社会インフラを支える」という使命のもと、船用・陸用機関を通じて人々の安心・安全な暮らしを支えてまいりました。

これからも、当社グループの理念に立脚しつつ、多様なステークホルダーの皆様と誠実に向き合い、着実な歩みを重ねることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。





進む、 をつくる。

海を拓く。陸をもっと便利にする。

わたしたちがつくってきたもの。

それは、社会を豊かにする推進力。

これからは、ただ前に進むだけでなく「持続可能な形で」進んでいきたい。

人々の想いを叶えていく決意が、INFINITYとEARTHを合わせたわたしたちの
あたらしい社名には、込められています。

環境負荷の低い新燃料や電力化に対応しながら、技術を、豊かな暮らしのために。
ずっと続いていく地球のために。進む。

ひとりひとりの、社会の、その意思をカタチに。

わたしたちの仕事が、新たな歴史につながっていくと信じて。

企業理念

私たちはたくましい創造性とすぐれた技術を
磨きあげ、社会を豊かにする価値を提供し、
人々との共生を願い、限りなく前進します。

存在意義 (パーパス)

TECHNOLOGY FOR THE EARTH

技術は地球を守るために。

海上物流やエネルギー供給という社会インフラの一端を担い、
地球環境を守る社会的責任を認識し、
社会の発展に貢献し続ける

招集ご通知

株主各位

証券コード 6023

2026年6月5日

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

ダイハツインフィニアース株式会社

取締役社長 堀田 佳伸

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.d-infi.com/ir/stock/meeting.html>



また、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（ダイハツインフィニアース）または証券コード（6023）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証
ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



ネットで招集
サイト

<https://s.srdb.jp/6023/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

(インターネット・郵送による議決権行使方法は3頁から5頁をご参照ください。)

敬 具

記

1

日時

2026年6月26日（金曜日）午後2時

(開始時刻が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意願います。)

2

場所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号 梅田スカイビルタワーウエスト36階 スペース36 L
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3 目的事項

報告事項

- 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度設定の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「会計監査人に関する事項」、「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料[※]の電子提供制度が開始されました。法改正にかかわらず、当社の本定時株主総会にかかる株主総会資料は、一律に電子提供制度の導入前と同様に書面でお送りさせていただきます。

※株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類および連結計算書類を指します。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1 インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年 6月25日 (木曜日) 午後5時30分まで

詳細は、5ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年 6月25日 (木曜日) 午後5時30分到着分まで

3 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年 6月26日 (金曜日) 午後2時

重複して行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会オンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。

- ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

配信URL

https://v.srdb.jp/6023/2026soukai_vod/



事前質問受付のご案内

本定時株主総会に先立ち、株主様から事前にご質問をお受けいたします。掲載のQRコードもしくはURLよりアクセスし、株主番号（議決権行使書用紙の上部に記載されております）、氏名をご入力のうえ、質問内容をご入力ください。

受付期間 2026年6月5日（金曜日）午前9時から2026年6月19日（金曜日）午後5時30分まで

※ご質問は本株主総会の報告事項および決議事項に関する内容に限らせていただきます。ご質問は、株主様お一人につき2問までとし、入力文字数は1問につき100文字までとさせていただきます。株主番号、氏名を正確に入力されていないご質問は、お受けいたしかねます。

※事前に掲載したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本定時株主総会当日に会場にて回答させていただく予定です。

すべてのご質問に対して回答するものではありません。

また、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

事前質問受付専用サイト

https://www.d-infi.com/66th_shareholders_meeting_form.html



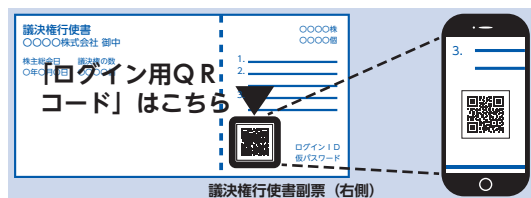
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**に、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

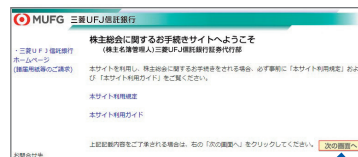
システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

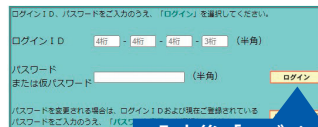
議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金69円
総額1,754,771,775円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

1. 変更の理由

当社グループを取り巻く事業環境の急速な変化への対応力を一層強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。

取締役会の職務執行の監査を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的としております。

本移行にともない、当社定款につきまして、監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うとともに、あわせて、機動的な資本政策および配当政策に対応するため、剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略) (機 関)	第1条～第3条 (現行通り) (機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行通り)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第8条 (条文省略) (株主名簿管理人)	第6条～第8条 (現行通り) (株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3 (条文省略)	第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> 3 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社に<u>取締役15名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="margin-left: 2em;">3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、13名以内とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2 (現行通り)</p> <p style="margin-left: 2em;">3 (現行通り)</p> <p style="margin-left: 2em;">4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>3 前項のほか、取締役相談役を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会の招集は、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。 ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会の招集は、会日から3日前までに各取締役に対しその通知を発する。 ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役会の招集は、会日から3日前までに各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 前項のほか、監査役会の運営は、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 <u>監査等委員会</u>は、その決議により、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第28条 <u>監査等委員会</u>の招集は、会日から3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計算</p>
<p>(事業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第34条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p>
	<p>第31条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 (条文省略) (新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第37条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第32条 (現行通り)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第33条 (現行通り)</p> <p>附則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第66回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	性別	当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	再任	ほつ た よしのぶ 堀田 佳伸	男性	代表取締役 取締役社長	14回/14回 (100%)
2	再任	もり もと くに ひろ 森本 国浩	男性	代表取締役 取締役副社長 社長補佐	14回/14回 (100%)
3	再任	さ なが とし き 佐長 利記	男性	取締役専務執行役員 東京支社長、営業統括本部 担当	14回/14回 (100%)
4	再任	あさ だ ひで き 浅田 英樹	男性	取締役専務執行役員 経営戦略室長、中国事業室、 コーポレート本部 担当	13回/14回 (93%)
5	再任	みず しな たか し 水科 隆志	男性	取締役常務執行役員 守山事業所長、生産調達統括本部、 安全衛生・環境室、監査室 担当	14回/14回 (100%)
6	再任	はや た よう いち 早田 陽一	男性	取締役常務執行役員 技術統括本部 担当	14回/14回 (100%)
7	再任 社外 独立	さ とう ひろ あき 佐藤 宏明	男性	取締役	14回/14回 (100%)
8	再任 社外 独立	さか い だ ひろ ゆき 酒井田 浩之	男性	取締役	14回/14回 (100%)
9	再任 社外 独立	かんの ひで お 菅野 秀夫	男性	取締役	11回/11回 (100%)

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

ほった よしのぶ
堀田 佳伸

(1966年1月30日生)

再任



略歴および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2017年6月 当社取締役
2018年6月 当社取締役常務執行役員
2019年6月 当社取締役副社長
2020年6月 当社取締役社長（現職）

重要な兼職の状況

ダイハツインフィニアース梅田シティ(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長として、グループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有しています。また、優れた経営執行力とリーダーシップを発揮し、経営基盤の強化を図りながら中長期ビジョン実現のため、グループを牽引してまいりました。製造・品質管理分野を始め、当社事業全般に関する豊富な実績と経験を活かし、コーポレートガバナンスや人材育成にも配慮しつつ多様な価値観を受け入れながら高い経営能力を発揮する点はより一層の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

127,700株

当社における地位および担当

取締役社長（代表取締役）

候補者番号

2

もりもと くにひろ
森本 国浩

(1965年7月5日生)

再任



略歴および重要な兼職の状況

1988年4月	ダイハツ工業(株)入社	2021年6月	当社社外監査役
2017年4月	同社執行役員 CS本部担当	2022年1月	ダイハツ工業(株)幹部職 営業CS本部統括部長
2019年1月	同社幹部職 海外事業本部長、カスタマーサービス本部 副本部長	2023年6月	当社取締役副社長（現職）
2021年1月	同社幹部職 カスタマーサービス本部長		

取締役候補者とした理由

当社の取締役副社長として、グループ経営における事業成長の実現に加え、経営基盤・ガバナンスの強化など、優れた経営執行力を発揮し、成長領域への機動的な対応および収益力向上の推進を担ってまいりました。製造業において長年にわたる業務経験で培われた豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、現場に根差した実行力と全社的な視点を併せ持ち、これらの広範な知識と深い見識は当社グループの持続的な企業発展に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

17,800株

当社における地位および担当

取締役副社長（代表取締役）
[担当]
社長補佐

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

さ な が と し き
佐長 利記

(1970年1月22日生)

再任



所有する当社株式の数

45,900株

当社における地位および担当

取締役専務執行役員
[担当]
東京支社長、営業統括本部 担当

略歴および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2020年6月 当社取締役常務執行役員
2024年6月 当社取締役専務執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

当社の取締役として高い統率力を発揮し、豊富なマネジメント経験から主力事業の業容拡大を軸とした新規事業の構築を推進しております。営業部門や監査部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、市場動向を捉えた戦略立案と実行を通じて多岐に亘る事業拡大に貢献した実績に基づく優れた見識は当社グループのさらなる事業発展に寄与すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

あ さ だ ひ で き
浅田 英樹

(1969年8月29日生)

再任



所有する当社株式の数

39,300株

当社における地位および担当

取締役専務執行役員
[担当]
経営戦略室長、中国事業室、
コーポレート本部 担当

略歴および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2019年6月 当社取締役常務執行役員
2021年6月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役常務執行役員
2026年4月 当社取締役専務執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

当社の取締役として製造・品質管理分野を始めとした、幅広い業務執行の経験と知見に加え、製造プロセスの最適化と製品品質の向上を先導する役割を果たしております。これらの経験に基づく多角的な視座と、中長期的な経営戦略の実行に資する実務的な知見は、当社グループにおけるグローバル規模での持続的成長基盤の構築と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

みずしな たかし
水科 隆志

(1970年4月13日生)

再任



所有する当社株式の数

52,500株

当社における地位および担当

取締役常務執行役員
[担当]

守山事業所長、生産調達統
括本部、安全衛生・環境室、
監査室 担当

略歴および重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
2019年6月 当社取締役常務執行役員（現職）

取締役候補者とした理由

当社の取締役として多角的な視点からグループ全体のガバナンス体制構築を図っております。管理部門を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知識を有し、現場に根差した視点を取り入れながら主力事業の業容拡大およびデジタル技術を活用した当社グループの管理機能の強化に貢献しております。また、リスクマネジメントにおいても財務・生産の両面を踏まえた優れた判断力を発揮している点を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

はやた よういち
早田 陽一

(1969年7月15日生)

再任



所有する当社株式の数

40,400株

当社における地位および担当

取締役常務執行役員
[担当]

技術統括本部 担当

略歴および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2019年6月 当社取締役常務執行役員
2021年6月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役常務執行役員（現職）

重要な兼職の状況

アイ・イー・テクニカル(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の取締役として技術・研究開発分野を始めとした、当社事業に関する豊富な経験と知見を有しているとともに、次世代燃料対応機関の開発を先導する役割を果たしております。また、新たな事業の創出や競争力強化に貢献しており、次世代の技術プラットフォームの確立のためにも今後の当社グループにおける持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

7

さとう ひろあき
佐藤 宏明

(1960年1月29日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

当社における地位および担当

社外取締役

略歴および重要な兼職の状況

1982年4月	キヤノン(株)入社	2015年7月	同社 デジタルシステム開発本部 副本部長
2004年2月	同社 先端技術研究本部 MRシス テム開発センター所長	2019年3月	同社 常勤監査役
2008年1月	同社 映像情報技術開発センター 所長	2023年6月	当社社外取締役(現職)
2012年7月	同社 デジタルシステム開発本部 アドバンスIRT開発センター所 長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT(情報通信技術)および研究開発分野における高い知識と数多くの実務実績による豊富な経験に基づき、その見識を当社の経営にいかしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は主にデジタル分野を始めとする高度な専門性と幅広い知見を活かし、DXの推進やガバナンス強化を含めた経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において監査役として会社経営に関与され、職務執行の監査に係る知見や製造業での豊富な経験と技術に関する高い見識を有しておられ、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

8

さかい だ ひろゆき
酒井田 浩之

(1966年2月10日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

当社における地位および担当

社外取締役

略歴および重要な兼職の状況

1991年4月	(株)野村総合研究所入社	2017年12月	マッコーリーキャピタル証券会社 東京支店入社
2000年3月	パリバ証券会社東京支店(現BNP パリバ証券(株))入社	2023年2月	日本蓄電(株) (現Eku Energy Japan(株)) 代表取締役
2002年7月	リーマン・ブラザーズ証券(株)入社	2024年3月	(株)ストラテジー・アドバイザーズ シニアコンサルタント
2005年6月	クレディ スイス ファースト ボ ストン証券会社東京支店(現クレ ディ・スイス証券(株))入社	2024年6月	当社社外取締役(現職)
2007年12月	ゴールドマン・サックス証券(株)入 社	2024年9月	(株)ストラテジー・アドバイザーズ 副社長執行役員(現職)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

証券アナリストとして株式調査部門およびインフラ投資部門の要職を歴任し、企業分析における豊富な経験を有しており、かつ、特にエネルギー関連における高度な知識と深い見識を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は資本市場の視点や業界動向を踏まえた助言を通じて持続的成長と企業価値向上、監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において代表取締役として会社経営を経験されており、ならびにエネルギー分野における専門的見地を有していることから、経営に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

9

かの ひでお
菅野 秀夫 (1957年11月16日生)

再任

社外

独立

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴および重要な兼職の状況

1981年4月 三菱商事(株)入社
2016年6月 南海化学(株)取締役
2017年4月 同社代表取締役社長執行役員
2024年7月 同社会長
2025年6月 (株)オーケーエム社外取締役監査等委員

2025年6月 当社社外取締役(現職)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

商社における豊富な実務経験および化学品事業の代表取締役社長執行役員としての経営実績に裏打ちされた高い見識と専門性を、当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任を願います。選任後は、主に海外展開を含む事業戦略の立案・推進や経営管理に関する実務経験を活かし、経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、多様な業界における知見とともに、製造業の事業構造や経営課題に対する深い理解を有しておられることから、当社の持続的成長とガバナンス体制の充実に資するところが大きいことなどを総合的に勘案したためであります。

所有する当社株式の数

2,000株

当社における地位および担当

社外取締役

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤宏明氏、酒井田浩之氏および菅野秀夫氏は社外取締役候補者であります。なお、佐藤宏明氏、酒井田浩之氏および菅野秀夫氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 佐藤宏明氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
4. 酒井田浩之氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 菅野秀夫氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
6. 責任限定契約の内容の概要について
当社は、佐藤宏明氏、酒井田浩之氏および菅野秀夫氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。
各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	新任 社外 独立 まつばら よしひろ 松原 佳弘	男性	監査役	13回/14回 (93%)
2	新任 社外 独立 たけだ ちほ 竹田 千穂	女性	取締役	14回/14回 (100%)
3	新任 社外 独立 こほり こういち 小堀 孝一	男性	監査役	11回/11回 (100%)

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所届出独立役員

候補者番号	1	まつばら よしひろ 松原 佳弘 (1960年12月12日生)	新任 社外 独立
-------	---	-----------------------------------	-------------------------------



略歴および重要な兼職の状況

1983年4月	日本特殊陶業(株)入社	2023年9月	KeePer 技研(株)社外取締役監査等委員
2007年2月	欧州INGKスパークプラグ技術統括		
2012年4月	日本特殊陶業(株)プラグ技術部生産技術部長	2024年6月	当社社外監査役(現職)
2014年4月	同社執行役員		
2019年6月	同社常勤監査役		

所有する当社株式の数

0株

当社における地位
社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

製造業において長年にわたって技術開発部門および生産技術部門に携わり、豊富な経験と専門的な知見を有しております。また、当社の監査役として2年間にわたり、職務を遂行されるとともに、他の会社の取締役監査等委員として会社経営を経験されていることから、客観的、中立的な立場で、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくことに資すると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

2

たけだ ちほ
竹田 千穂

(1973年2月9日生)

新任

社外

独立

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



所有する当社株式の数

0株

当社における地位

社外取締役

略歴および重要な兼職の状況

2001年10月	弁護士登録（大阪弁護士会） 三宅法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所	2020年6月	㈱ニチダイ 社外取締役監査等委員（現職）
2016年5月	弁護士法人三宅法律事務所パートナー（現職）	2022年6月	京阪神ビルディング㈱社外取締役（現職）
		2023年6月	当社社外取締役（現職）
		2025年6月	永大産業㈱社外監査役（現職）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、監査等委員である社外取締役として、その専門性を一層発揮していただきたく、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。現在、社外取締役として、法律分野の専門的な知見をいかし、当社のコーポレートガバナンス強化に貢献いただいております。また、豊富な経験と見識に基づき経営全般の監督機能の強化に尽力いただくことを期待しております。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役として会社経営を経験されており、弁護士としての専門の見地から企業法務に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

3

こほり こういち
小堀 孝一

(1959年2月7日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

当社における地位

社外監査役

略歴および重要な兼職の状況

1981年11月	ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所（現 KPMG）入所	2003年9月	有限責任 あずさ監査法人 代表社員
1986年5月	公認会計士登録	2023年7月	小堀孝一公認会計士事務所 代表（現職）
1996年10月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2025年6月	当社社外監査役（現職）

重要な兼職の状況

小堀孝一公認会計士事務所 代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として長年にわたって培われた専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、主に財務の観点から経営全般の監督機能の強化ならびにチェック機能を果たしていただくことに資すると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社の監査役として1年間にわたり職務を遂行され、当社事業および業務内容に対する理解を深めておられます。さらに、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松原佳弘氏および小堀孝一氏は現在当社社外監査役であり、竹田千穂氏は現在当社社外取締役であります。いずれも監査等委員である取締役としては新任候補者であります。なお、松原佳弘氏、竹田千穂氏および小堀孝一氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 松原佳弘氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 竹田千穂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
5. 小堀孝一氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
6. 責任限定契約の内容の概要について
 当社は、取締役 竹田千穂氏、監査役 松原佳弘氏および監査役 小堀孝一氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する選任契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。
 各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

スキル・マトリックスについて

各スキルについては、取締役会に求められる機能、経営戦略との整合性および事業特性の観点から特定しており、スキルごとの定義および保有判断の目安を設定しております。

特に期待するスキル・専門分野

氏名	役位	社外	企業経営・経営戦略	ESG・サステナビリティ	技術・研究開発	製造・品質管理	営業・マーケティング	人事・人材開発	財務・ファイナンス	ICT・DX	グローバルビジネス	法務・コンプライアンス
堀田 佳伸	代表取締役社長		●	●				●			●	
森本 国浩	代表取締役副社長		●	●		●					●	
佐長 利記	取締役専務執行役員		●				●				●	●
浅田 英樹	取締役専務執行役員		●						●	●	●	
水科 隆志	取締役常務執行役員		●	●								●
早田 陽一	取締役常務執行役員		●	●	●							
佐藤 宏明	取締役	○ 独立	●					●		●		
酒井田浩之	取締役	○ 独立	●	●					●			
菅野 秀夫	取締役	○ 独立	●								●	●
松原 佳弘	取締役	○ 独立	●	●								●
竹田 千穂	取締役	○ 独立	●	●								●
小堀 孝一	取締役	○ 独立	●						●			●

(注) 取締役候補者に特に期待するスキル等のうち、主なもの最大4つまで●印を記載しており、各氏が有するすべての知見を表すものではありません。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

おおつじ なおき
大辻 尚樹 (1961年11月17日生)

所有する当社株式の数

1,500株

当社における地位

常務執行役員

略歴および重要な兼職の状況

1984年4月	キャノン株式会社入社	2021年4月	キャノン株式会社 デジタルプラットフォーム開発本部上席
2006年9月	同社 ビジネスプラットフォームシステム部部长	2021年9月	同社 経営監理室上席
	同社 映像事務機事業統括センター担当部長	2023年12月	当社入社 ICT推進室理事
2014年1月	同社 ITシステムセンター所長	2025年3月	当社執行役員
2017年1月	キャノンイメージングシステムズ株式会社 代表取締役社長	2026年4月	当社常務執行役員(現職)

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

当社のICT(情報通信技術)部門を担当する執行役員として、デジタル戦略およびDXの推進、生産性向上において重要な役割を担っております。情報通信技術分野における豊富な実務経験と経営視点を持っており、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を適切に補完するうえで有益であると判断し、監査等委員である補欠取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社において代表取締役社長として会社経営を経験されており、デジタル技術および業務プロセスに対する職務執行の監査に係る知見と技術に関する高い見識を有していることなどを総合的に勘案したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。
- 候補者が監査等委員である取締役に就任する際は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案

役員賞与支給の件

当事業年度末における取締役10名（うち社外取締役4名）および監査役3名に対して、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額135,000千円（社外取締役を除く取締役分120,000千円、社外取締役分9,000千円、監査役分6,000千円）を支給いたしたいと存じます。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は「事業報告 4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。また、各監査役に対する金額については、株主総会の承認を条件として、あらかじめ監査役の協議により定めております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しておりますが、これを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案については、経済情勢、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案しつつ、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。

また、本議案をご承認いただいた場合、39ページ以下に記載の「取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」について、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く）」と変更すること等を予定しております。

なお、報酬の具体的決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の意見交換および内容確認を行ったうえで、取締役会での協議により、決定することとしており、上記も踏まえ相当であると判断しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は4名）ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」をご承認いただきますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、今後のガバナンス強化の要請等で柔軟に対応することができるようになること等を総合的に勘案して社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただきますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

1. 提案の理由

当社は、2019年6月27日開催の当社第59回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内（割り当てる当社普通株式の総数は当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して合計で年12万株以内）としてご承認をいただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行にともない、改めて取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する当社の普通株式または金銭報酬債権の総額を、第7号議案においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠で、年額80百万円以内として設定したいと存じます。

また、当社は、これまで対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社普通株式の発行または処分を受ける方法により、本制度を運用してまいりました。

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行により、上場会社においては、取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに株式の発行または自己株式の処分を行うことが可能となっていることを踏まえ、本制度に基づく譲渡制限付株式の交付方法として、従来の金銭報酬債権の現物出資による方法に加え、会社法第202条の2に基づき、対象取締役に金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行または処分を行う方法を選択できるといたしたいと存じます。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、39ページ以下に記載の「取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」について、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く）」と変更すること等を予定しております。譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、上記も踏まえ、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は10名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」のご承認をいただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名（うち社外取締役3名）となり、本議案に係る対象取締役は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといいたします。

2. 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

(1) 譲渡制限付株式の割当てに関する事項

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で当社普通株式の発行または処分を行うものとする。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

① 本制度に関する報酬等として、会社法第202条の2に基づき、対象取締役に金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに、当社普通株式の発行または処分を行う方法（以下「無償交付」という。）

② 本制度に関する報酬等として、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、当社普通株式の発行または処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

無償交付の場合、本制度に基づき対象取締役に対して当社普通株式を発行または処分する際の金銭の払込みまたは現物出資財産の給付は要しないものとする。ただし、対象取締役に対して支給する報酬額は、1株につき当該普通株式の発行または処分に係る募集事項を決定する当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出するものとする。

現物出資交付の場合、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行または処分に係る募集事項を決定する当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものとする。

また、現物出資交付の場合、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することに同意していること、現物出資交付及び無償交付のいずれの場合も下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権を支給する場合の当該金銭債権の支給の条件といたします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して発行または処分する譲渡制限付株式の総数120,000株を、各事業年度において発行または処分する譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて発行または処分される譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の拡大や、雇用・所得環境の改善を受けて個人消費に持ち直しの動きがみられました。一方で、米国の通商政策を巡る動向や中東地域をはじめとする地政学的リスクの高まりに加え、資源価格および為替相場の変動等を背景に、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

世界経済におきましては、全体として緩やかな回復基調を維持したものの、地域ごとに回復の度合いや景気動向に差がみられました。中国では、政府による財政・金融政策の効果により一部持ち直しの動きがみられたものの、政策効果の一巡や不動産投資の低迷が長期化する中で、景気回復の勢いは鈍化しました。米国においては、通商政策にともなう関税引き上げの影響から個人消費の一部に減速感がみられたものの、堅調な株式市場による資産効果やAI関連投資を背景に、企業の設備投資は底堅く推移し、景気は総じて緩やかな成長を維持しました。欧州では、関税政策等を背景に輸出や製造業に停滞感がみられた一方、実質賃金の改善や良好な雇用環境を背景に個人消費は底堅く推移しました。

当社の主要な販売先である造船・海運業界におきましては、燃費性能および環境対応性能に優れた新造船への需要が引き続き底堅く推移し、受注は順調に増加しました。これを受け、既存船の更新需要や次世代燃料船を含む環境対応型新造船の建造が進み、国内外の造船所は引き続き高水準の手持ち工事量を確保しております。

このような企業環境下、当社グループにおきましては、ばら積み船やタンカー向けを中心とした中小型機関の販売が伸長するとともに、メンテナンス関連売上も引き続き堅調に推移しました。一方で、中小型機関の構成比率上昇により平均売価が低下した結果、前期より減収となっております。

機関受注につきましては、コンテナ船向けを中心とする大型機関やデュアルフューエル機関の需要を着実に取り込むことで、受注残高は前年同期を大きく上回る水準で推移しました。

持続的な成長を見据え、次世代燃料に対応する機関開発および生産体制構築のための設備投資を計画的に進め、生産効率の向上およびコスト競争力の強化を図ることで、収益基盤の強化に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度における連結売上高は88,066百万円（前期比0.8%減）となり、営業利益は7,621百万円（前期比0.2%減）、経常利益は7,959百万円（前期比4.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,920百万円（前期比3.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度の当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

<内燃機関部門>

イ) 船用機関関連

機関売上は減少したものの、メンテナンス関連売上の増加ならびに為替の影響等により、売上高は71,829百万円（前期比1.5%減）、セグメント利益は9,690百万円（前期比5.1%増）となりました。

ロ) 陸用機関関連

機関売上およびメンテナンス関連売上は前期と同水準で推移したものの、物件の収益性が改善したこと等により、売上高は11,545百万円（前期比0.0%増）、セグメント利益は1,767百万円（前期比3.2%増）となりました。

従いまして、当部門の売上高は83,375百万円（前期比1.3%減）、セグメント利益は11,458百万円（前期比4.8%増）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、売上構成の変化および原材料費の高騰により売上高は増加となり、セグメント利益は減少となりました。

ロ) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高は微減となり、セグメント利益は増加となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高は増加となり、セグメント利益は減少となりました。

ニ) 精密部品関連

精密部品関連に関しましては、売上高は増加となり、セグメント利益は減少となりました。

従いまして、当部門の売上高は4,691百万円（前期比9.4%増）、セグメント利益は412百万円（前期比13.6%減）となりました。

当社グループは、「TECHNOLOGY FOR THE EARTH -技術は地球を守るために-」をパーパスに掲げ、技術を通じて地球環境との調和を図り、サステナブルな社会の実現に貢献できる企業を目指し、2023年11月に中長期ビジョン「POWER! FOR ALL beyond 2030」を策定しました。このビジョンではエネルギー供給の安定化と環境負荷低減の両立を図りつつ、次世代の技術プラットフォームを確立することを目的としております。

これらのビジョンを早期に実現するため、事業基盤の強化を基軸として、成長領域への機動的な対応および収益力の向上を推進するとともに、成長投資を着実に実行しております。あわせて、持続的な競争力の強化を図ることで、グローバル市場における確固たる存在感を確立し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

2026年5月に当社グループは創立60周年、ならびに社名変更から1周年の節目を迎えます。創業から100年以上にわたり、「社会インフラの一端を担う」という社会的使命のもと、船用機関による海上物流の支援や、陸用機関による常用・非常用電源および動力の提供を通じて、海と陸の両面から人々の安心・安全な暮らしを支えてまいりました。

今後も、事業を取り巻く環境変化への確に対応しながら、経営基盤の強化を着実に進め、持続的な成長と社会的使命の両立を図ってまいります。新たな社名に込めた「Infinity」と「Earth」の理念を融合させることで、技術を通じて地球環境に新たな価値を提供し、グローバルに通用する競争力を備えた、持続可能な企業として責任を果たしてまいります。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

部門	期別 第65期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第66期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	前期 増減(△) 比額
内 燃 機 関 部 門			
船用機関関連	72,950	71,829	△1,120
陸用機関関連	11,543	11,545	2
計	84,493	83,375	△1,118
そ の 他 の 部 門	4,287	4,691	403
合 計	88,781	88,066	△714

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は12,077百万円であります。その主な内容は、新燃料対応機関の製造を目的とした姫路工場の増設工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年11月に公表した中長期ビジョン「POWER! FOR ALL beyond 2030」のもと、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、受注残高の増大やDX推進基盤の整備など、将来の成長に向けた進展がありました。一方で、受注を着実に収益へ転換し、持続的な成長につなげていくためには、安全、品質、収益力および生産性をより高い水準で実現していくことが不可欠であることも、一層明確になりました。また、地政学リスクの高まりをはじめ、事業環境の不確実性は増しており、外部環境の変化に左右されにくい事業基盤と経営基盤の確立がこれまで以上に重要となっております。

こうした認識のもと、当社グループは、事業基盤の強化を土台に、成長領域への対応を着実に進めるとともに、収益体質の改善とそれを支える経営基盤の強化を通じて、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。そのため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

(1) 安全・品質・生産性の向上による事業基盤の強化

安全および品質は、事業継続と競争力を支える基盤であり、お客様からの信頼を維持し、安定した供給責任を果たしていくうえでも不可欠です。そのため、これらの徹底を最優先で進めてまいります。あわせて、大型設備投資を着実に実行し、生産台数の増加や製品ミックスの変化に的確に対応できる体制を整備してまいります。さらに、開発、生産、営業および管理の各領域が一層緊密に連携し、全社横断で業務の効率化と生産性の追求を進めることにより、安定した事業運営と将来の成長を支える事業基盤の強化を図ってまいります。

(2) 成長領域への対応と収益体質の改善

カーボンニュートラル社会の実現に向けた潮流は、当社グループにとって中長期的な成長機会であると捉えております。この成長機会を着実に取り込むため、次世代燃料対応機関の開発および市場投入に向けた取り組みを進めてまいります。あわせて、機関の提供にとどまらず、メンテナンスや各種ソリューションの提供を通じて、お客様への新たな付加価値の創出を図ってまいります。

そのうえで、持続的な企業価値向上に向け、受注の拡大を着実に収益の増大へ結びつけることを重要課題と位置づけ、原価構造の見直し、内製化の推進および調達最適化を進めるとともに、生産性をより高い水準で実現することにより、収益体質の改善を進めてまいります。加えて、成長投資の成果を着実に収益力の向上へつなげることにより、成長性と収益性を両立できる事業運営の確立を目指してまいります。

メンテナンス分野では、AIやIoTの活用により、これまで営業活動への活用が中心であった機関別データ統合基盤を生産・調達・販売・財務・アフタサービスの各プロセスにも拡張し、再構築することで、バリューチェーン全体の競争力向上を図ってまいります。さらに、このデータ基盤を活用し、包括メンテナンス契約等を通じて、お客様への価値提供の機会を増やし、サービタイゼーション事業の拡大につなげてまいります。

(3) DX・人材・ガバナンスを通じた経営基盤の強化

持続的成長を実現するためには、事業面の取り組みに加え、それを支える経営基盤の強化が不可欠であると考えております。DXについては、単なるデジタル化ではなく、業務の仕組みそのものの変革へとつなげることで、経営革新を進めてまいります。また、次世代を担う人材の育成と成長支援を進めるとともに、従業員一人ひとりが自律的に考え、挑戦できる職場環境を整え、その実践を支えてまいります。

さらに、監査機能を核としたガバナンス体制の強化に取り組み、経営の透明性および意思決定の質を高めるとともに、事業環境の変化に的確に対応できる経営基盤を構築することで、持続的成長と健全な企業統治の両立を実現してまいります。

これら3つの取り組みを着実に実行することにより、当社グループは、事業基盤、収益体質および経営基盤を一段と強固なものとし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第63期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第64期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第65期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第66期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	72,113百万円	81,775百万円	88,781百万円	88,066百万円
経常利益	3,660百万円	5,546百万円	7,603百万円	7,959百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,948百万円	5,149百万円	5,717百万円	5,920百万円
1株当たり当期純利益	93円37銭	162円87銭	180円92銭	232円90銭
総資産	95,377百万円	101,428百万円	96,107百万円	110,498百万円
純資産	45,724百万円	50,843百万円	44,206百万円	49,432百万円
1株当たり純資産	1,446円90銭	1,604円88銭	1,738円36銭	1,941円70銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイハツインフィニアース 部品サービス株式会社	50百万円	100%	倉庫内管理請負業
ダイハツインフィニアース 東日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツインフィニアース 中日本株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツインフィニアース 四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツインフィニアース 西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツインフィニアース 姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツインフィニアース 梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU INFINEARTH (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	5\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU INFINEARTH (EUROPE) LTD.	5\$50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU INFINEARTH (AMERICA), INC.	5\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU INFINEARTH (SHANGHAI) CO.,LTD.	5\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司(中国)および陝西柴油機重工有限公司(中国)に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

(7) 主要な事業内容

区分	主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連) 船用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・ 売電・精密部品関連等) アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置等

(8) 主要な営業所および工場

①当 社	本 社	大阪市北区	工 場	守山第一工場 (滋賀県守山市)
	支 社	東京都中央区		守山第二工場 (滋賀県守山市)
	支 店	仙台支店 (仙台市)		姫路工場 (兵庫県姫路市)
		名古屋支店 (名古屋市)		
		四国支店 (愛媛県今治市)		
		九州支店 (福岡市)		

②子会社

会 社 名	所 在 地	
ダイハツインフィニアース部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツインフィニアース東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツインフィニアース中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツインフィニアース四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツインフィニアース西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツインフィニアース姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツインフィニアース梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日本ノズル精機株式会社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU INFINEARTH (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU INFINEARTH (EUROPE) LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU INFINEARTH (AMERICA) ,INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU INFINEARTH (SHANGHAI) CO.,LTD.	本社	中国 上海

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,476名	99名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
940名	49名増	40.3歳	13.6年

(注) 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,616
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,113
株 式 会 社 伊 予 銀 行	2,006
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,600
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	1,396

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株 (1単元: 100株)
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株 (うち自己株式6,418,525株)
 (3) 株主数 8,411名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
今治造船株式会社	5,000	19.7
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS. CORP.	2,669	10.5
株式会社三菱UFJ銀行	740	2.9
BNP PARIBAS SYDNEY/2S/JASDEC/AUSTRALIAN RESIDENTS	671	2.6
株式会社りそな銀行	590	2.3
楽天証券株式会社 共有口	532	2.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	464	1.8
JAPAN ABSOLUTE VALUE FUND	380	1.5
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	367	1.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	365	1.4

(注) 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役 (社外取締役を除く)	16,800	6

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	堀田 佳伸	指名・報酬諮問委員会委員長	ダイハツインフィニアース梅田シティ(株) 代表取締役社長
取締役副社長 (代表取締役)	森本 国浩	社長補佐	
取締役 (専務執行役員)	佐長 利記	東京支社長、営業統括本部 担当	
取締役 (常務執行役員)	水科 隆志	守山事業所長、管理統括本部、 安全衛生・環境室、監査室 担当	
取締役 (常務執行役員)	早田 陽一	技術統括本部長	アイ・イー・テクニカル(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	浅田 英樹	生産調達統括本部長	
取締役	竹田 千穂	指名・報酬諮問委員会委員	
取締役	佐藤 宏明	指名・報酬諮問委員会委員	
取締役	酒井田 浩之	指名・報酬諮問委員会委員	
取締役	菅野 秀夫	指名・報酬諮問委員会委員	
常勤監査役	正田 敦己		
監査役	松原 佳弘		
監査役	小堀 孝一		小堀孝一公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 竹田千穂氏、佐藤宏明氏、酒井田浩之氏および菅野秀夫氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 松原佳弘氏および小堀孝一氏は、社外監査役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 正田敦己氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役 菅野秀夫氏および監査役 小堀孝一氏は、2025年6月27日開催の第65回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
 - (2) 取締役 津田多聞氏は、2025年6月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - (3) 監査役 中谷樹氏は、2025年6月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役および監査役を被保険者として、保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法については、役員報酬内規に基づき、当社の業績、経営環境、世間水準等を考慮して適正な水準とすることとしており、株主総会で決定された総額の範囲内において決定しております。

取締役の個人別の報酬については、2021年2月25日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により個別に決定しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

また、当該報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の当社第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は9名です。

監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。構成員は、代表取締役1名（取締役社長 堀田佳伸氏）および独立社外取締役4名（竹田千穂氏、佐藤宏明氏、酒井田浩之氏、菅野秀夫氏）で構成されています。

なお、報酬の具体的決定につきましては、指名・報酬諮問委員会の意見交換および内容確認を行ったうえで、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	311	273	—	38	6
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	1
社外取締役	32	32	—	—	5
社外監査役	13	13	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 上記のうち非金銭報酬等は、株式報酬であります。
 3. 株主総会決議による報酬限度額（会社法第361条第1項第1号）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません。）年額250百万円以内、監査役年額50百万円以内であります。
 4. 上記3の報酬とは別枠で、第65回定時株主総会第4号議案「役員賞与支給の件」において、役員賞与と総額140百万円を決議しております。
 5. 上記3の報酬とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式の割り当てのための金銭報酬債権の総額は、年額80百万円以内であります。
 6. 上記の支給人員および報酬等の額には、2025年6月27日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役10名および監査役3名であります。
 7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤非金銭報酬等の内容

当社の社外取締役を除く取締役が株主との価値共有をより一層高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該株式報酬の交付状況は、2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先名	兼職の内容
社外監査役	小堀 孝一	小堀孝一公認会計士事務所	代表

(注) 当社と小堀孝一公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	竹 田 千 穂	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において企業法務に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	佐 藤 宏 明	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主にICTおよびDX分野に関する専門的見地から、取締役会においてデジタルと企業経営双方に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	酒 井 田 浩 之	<p>当期開催の取締役会に14回中14回(100%)出席し、主に証券アナリストとして株式調査部門およびインフラ投資部門、特にエネルギー関連における高度な知識と深い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
	菅 野 秀 夫	<p>就任後の取締役会に11回中11回(100%)出席し、主に商社における豊富な実務経験および経営者としての高い見識と専門的見地から、取締役会において海外展開を含む事業戦略や経営管理に関する高い見識に基づき、経営全般の監視・監督、議案審議および意思決定の適正性を確保するため必要な発言、助言等を行い、取締役会において議決権を行使しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、企業統治の透明性や客観性確保に重要な役割を果たしております。</p>
社外監査役	松 原 佳 弘	<p>当期開催の取締役会に14回中13回(93%)出席、また、当期開催の監査役会に14回中14回(100%)出席し、主に職務執行の監査に係る知見や技術開発部門および生産技術部門における高度な知識と深い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>
	小 堀 孝 一	<p>就任後の取締役会に11回中11回(100%)出席、また、就任後の監査役会に10回中10回(100%)出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、財務および企業経営に関する高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行い、監査体制の強化を推進しております。</p>

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	67,924
現金及び預金	23,330
受取手形、売掛金及び契約資産	19,385
棚卸資産	21,593
その他	3,629
貸倒引当金	△13
固定資産	42,573
有形固定資産	34,787
建物及び構築物	11,973
機械装置及び運搬具	7,572
土地	6,497
建設仮勘定	6,899
その他	1,844
無形固定資産	564
投資その他の資産	7,222
投資有価証券	2,743
繰延税金資産	3,888
その他	593
貸倒引当金	△3
資産合計	110,498

科目	金額
負債の部	
流動負債	45,639
支払手形及び買掛金	6,745
電子記録債務	4,460
短期借入金	12,656
リース債務	38
未払法人税等	1,400
未払費用	5,714
賞与引当金	1,419
役員賞与引当金	143
その他	13,060
固定負債	15,427
長期借入金	6,729
リース債務	55
退職給付に係る負債	5,926
役員退職慰労引当金	54
その他	2,661
負債合計	61,066
純資産の部	
株主資本	47,185
資本金	2,434
資本剰余金	2,253
利益剰余金	53,644
自己株式	△11,147
その他の包括利益累計額	2,195
その他有価証券評価差額金	1,018
繰延ヘッジ損益	△279
為替換算調整勘定	321
退職給付に係る調整累計額	1,135
非支配株主持分	52
純資産合計	49,432
負債及び純資産合計	110,498

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	88,066
売上原価	66,729
売上総利益	21,337
販売費及び一般管理費	13,715
営業利益	7,621
営業外収益	
受取利息配当金	83
為替差益	203
雑益	243
	531
営業外費用	
支払利息	150
雑損	44
	194
経常利益	7,959
特別利益	
固定資産売却益	12
国庫補助金	400
	412
特別損失	
固定資産売却損	53
固定資産圧縮損	400
	453
税金等調整前当期純利益	7,917
法人税、住民税及び事業税	2,137
法人税等調整額	△140
当期純利益	5,919
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1
親会社株主に帰属する当期純利益	5,920

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	55,344
現金及び預金	9,733
受取手形	776
売掛金	21,204
仕掛品	20,190
原材料	137
前払費用	2,089
短期貸付金	293
その他	928
貸倒引当金	△8
固定資産	39,214
有形固定資産	29,389
建物	6,333
構築物	2,708
機械装置	6,945
車両運搬具	45
工具器具備品	1,702
土地	4,971
建設仮勘定	6,681
無形固定資産	548
ソフトウェア	513
その他	34
投資その他の資産	9,277
投資有価証券	2,515
関係会社株式	2,087
繰延税金資産	4,509
その他	166
貸倒引当金	△2
資産合計	94,559

科目	金額
負債の部	
流動負債	42,966
支払手形	5
電子記録債務	4,066
買掛金	6,577
短期借入金	8,000
1年以内返済予定の長期借入金	3,713
リース債務	26
未払金	1,062
未払費用	5,430
未払法人税等	874
前受金	1,924
預り金	8,081
賞与引当金	1,113
役員賞与引当金	135
その他	1,955
固定負債	13,856
長期借入金	6,547
リース債務	21
資産除去債務	184
預り保証金	16
退職給付引当金	7,072
その他	14
負債合計	56,823
純資産の部	
株主資本	37,034
資本金	2,434
資本剰余金	2,232
資本準備金	2,150
その他資本剰余金	82
利益剰余金	43,513
利益準備金	221
その他利益剰余金	43,292
固定資産圧縮積立金	99
別途積立金	-
繰越利益剰余金	43,192
自己株式	△11,147
評価・換算差額等	701
その他有価証券評価差額金	981
繰延ヘッジ損益	△279
純資産合計	37,735
負債及び純資産合計	94,559

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		77,027
売 上 原 価		63,335
売 上 総 利 益		13,692
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,432
営 業 利 益		4,260
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	2,184	
雑 益	310	2,495
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	179	
雑 損	23	203
経 常 利 益		6,552
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
国 庫 補 助 金	399	410
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	50	
固 定 資 産 圧 縮 損	399	449
税 引 前 当 期 純 利 益		6,513
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,142
法 人 税 等 調 整 額		△269
当 期 純 利 益		5,640

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ダイハツインフィニアース株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田 康弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツインフィニアース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツインフィニアース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ダイハツインフィニアース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田 康弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツインフィニアース株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

ダイハツインフィニアース株式会社 監査役会

常勤監査役 正 田 敦 己

社外監査役 松 原 佳 弘

社外監査役 小 堀 孝 一

以 上

